

第3章 人権教育・啓発の推進

第1節 人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、生涯学習の視点に立って、発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

このため、各種の学習機会を通じて人権問題に対する理解を深め、知識だけではなく、日常の態度・行動に現れる人権感覚を身に付けられるよう、地域や学習者の実態に即した人権教育を推進します。

1 学校教育

学校教育においては、こどもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、その発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を、単に知識として学ぶだけでなく、時間をかけて、日常生活において態度や行動に表れるよう、こどもの心にしっかりと沁み込ませていくことを目指して教育活動を行います。

特に、生命の大切さや他の人への思いやり、互いの人格を尊重し個性を認め合う心、正義感や公平さを重んじる心など、こどもの豊かな人間性を培うことが必要です。そのため、学校・地域の実情に応じた人権教育・道徳教育を推進します。

さらに、教員の人権意識を高めるため、人権教育に関する研修を実施します。

また、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できることから、関係諸機関と連携・協力して実施します。

2 社会教育

社会教育においては、全ての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する保護者への情報・学習機会の提供を行います。保護者自身が人権を大切にする生き方をこどもに示すことができるように、家族とのふれあいを通じて豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心など、人間形成の基盤を育む家庭教育への支援を行います。

また、こどもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会で過ごしていることから、人権教育に対する保護者等の理解を促進するような取組を行います。

さらに、社会教育における人権教育に関する研修を実施します。

第2節 人権啓発

人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

このため、あらゆる機会を捉え、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

1 県民への人権啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、街頭啓発などのほか、啓発を受ける県民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、ワークショップやボランティア体験活動等）についても検討し、より効果の高い啓発を推進します。

また、家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうことや、人権上大きな社会問題となった事例を取り上げ、人権尊重の視点から呼びかけを行うことなど、手法を工夫し啓発を実施します。

2 企業・職場での人権啓発

企業には、社会の一員であるという立場から、基本的人権を尊重して行動することが求められます。基本的人権の一つである国民の職業選択の自由や就職の機会均等を確保するために、雇用主は人権問題についての正しい理解と認識のもとに、人種・信条・性別・社会的身分及び門地などで差別せず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行う必要があります。

また、職場において、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等を受けた人は、人格を不当に傷つけられ、能力を十分に発揮することが妨げられています。

さらに、周囲の人が職場のハラスメントを見聞きすることで仕事への意欲が低下すると、貴重な人材を損失することとなります。ひいては、職場全体の秩序の乱れや業務への支障につながり、企業の社会的評価に悪影響を及ぼしかねません。

職場のハラスメント防止に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力向上につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することになります。

このようなことから、企業・職場において、人権を尊重し差別意識や偏見を持たないよう、人権をテーマとした講演会・研修会の開催を促進します。

3 特定の職業に従事する者に対する人権啓発

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、基本的人権に配慮した適正な職務遂行が特に求められます。

このため、人権尊重の理念に対する理解を深められる様々な機会を提供するとともに、職場における研修などの充実を働きかけます。

(1) 行政職員

行政職員は、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、職員一人ひとりが常に人権尊重の視点を持ちながら業務を適切に行う必要があります。

このため、新規採用職員等を対象とした研修や職務内容に応じた研修を通じて人権意識の確立に努めます。

(2) 教職員

こどもは、人格を持った一人の人間として尊重されるべき存在です。学校教育においても、こどもの人権を尊重し、一人ひとりを大切にした教育の一層の推進が図られています。教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。

このため、教職員自身が常に人権感覚を磨き、学校等においてこどもの人権を侵害することがないように、教職員研修の充実に努めます。

また、人権教育の推進充実を図るため、人権問題に関する正しい認識を深め、確かな実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、県下の人権教育推進上の諸問題について研究協議し、学校人権教育の全県的な推進・充実を図ります。

(3) 警察職員

犯罪捜査という人権に関わりの深い職務の特殊性から、取調べや職務質問、犯罪被害者の支援等の警察活動において、人権に配慮した公正で適正な職務執行が求められます。このため、各職場等において職務執行に際し、基本的人権を最大限尊重するよう、研修を行います。

(4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、財産を守る業務を遂行し、その活動を通じて密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、消防学校において研修を行います。

(5) 医療・保健関係者

医療・保健関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護やインフォームド・コンセントの徹底など人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、患者や相談者等の相手の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

(6) 福祉関係者

福祉関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、自己決定の支援などの権利行使の支援や虐待の防止及び虐待への適切な対応等、こども・高齢者・障害のある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。